

「かみたんについて」夢は空を飛ぶことで、ときどき空を飛ぶ練習をしています。

5月31日は世界禁煙デー

5月31日から6月6日まで「禁煙週間」

吸う人には快適でも、吸わない人には不快なたばこ…。人によりたばこに抱く気持ちは様々です。すでに多くの方が知っていることと思いますが、改めて「たばこ」について考えてみませんか。

なぜ禁煙が必要なの？

たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素など有害物質が含まれており、よく知られている肺がん以外にも、全身のがんに関係しています。また、虚血性心疾患や脳卒中、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など体にさまざまな悪影響を及ぼします。

また、自分だけでなく、周りの人たちまでも巻き込んでしまうのがたばこの害です。受動喫煙と言われるもので、たばこの先から出る煙副流煙には、喫煙者が吸い込む煙に比べて、有害物質の含有量はるかに多いことが分かっています。例えば、ニコチンは2.8倍、一酸化炭素は4.7倍となっています。喫煙者は、受動喫煙の害や影響について考える必要があります。

禁煙のすすめ

「今やめやめても遅い」と思っているみなさん。禁煙すれば、その日から肺がんや虚血性心疾患で死亡する危険率が低下します。禁煙に「今さら」はありません。

もし、禁煙に失敗してもあきらめたり、恥ずかしがったりする必要はありません。「たばこをやめたい」という気持ちがあればいつか必ず禁煙できます。

また喫煙は、治療の対象となる依存症という病気であり、条件を満たせば保険適用となります。自分の意思だけで禁煙するのが難しい場合は、医療機関で専門家のサポートを受けながら禁煙するの其中一个の方法です。

▼問い合わせ先 健康課 成人健康係 ☎9133



不正けし撲滅運動にご協力ください

けしの仲間には法律で栽培が禁止されているものがあります。

毎年、管内で沢山の不正けしが見つかり、「アツミゲシ（セティゲルム種）」（写真）と「ケシ（ソムニフェルム種）」がありました。

これらの不正けしは繁殖力が強く、雑草に混ざって自生していますので、ご家庭に自生した場合は抜き処分してくださいようお願いいたします。

また、外で不正けしを見かけたときや鑑別に迷ったときは県南健康福祉センターにご連絡ください。

種類	ケシ	アツミゲシ
草丈	100~160cm	50~100cm
茎の特徴	無毛であり、あっても極めて少ない	
葉の色	キャベツの様な白緑色	
葉の特徴	①ふちはノコギリの様な不規則なギザギザ	①葉の切れ込みがやや深い
	②柄がなく、茎を包み込んでいる。	②葉の大きさよりケシも小型
花の色	赤、桃	薄紫
花びら	4枚、八重	4枚

▼問い合わせ先 栃木県南健康福祉センター ☎02805(22) 6119

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識³⁶ 開運グッズや祈禱等を次々勧める業者に注意！

事例1

雑誌広告を見て開運財布を購入後、「宝くじが当たる」と祈禱を勧められ、祈禱料50万円を振り込んだが、金運に変化がなくなると言われたと気付いた。返金して欲しい。

事例2

週刊誌に無料で運命鑑定をするという広告を見つけた業者に電話したら、運勢が良くなるという数珠を勧められ購入した。その後、40万円の祈禱サービスを勧められ支払った。すると、更に500万円を支払わないと災厄が降りかかると言われた。

事例3

「8日間で願い事がかなう」という開運ブレスレットの広告を見て申し込んだ。代引き配達で受け取り、中に入っていた祈禱札、護摩木に名前を書いて業者に送った。後日、業者から電話で「悪い流れで黒い物が出ている。護摩供養の花代、木札代を払うように」と強く言われ高額な契約を迫られた。

雑誌広告に掲載されていた開運ブレスレットなどの購入をきっかけに、次々と開運グッズや祈禱サービスを勧誘する「開運商法」の手口では、契約購入金額の平均が年々高額化しています。

○「運氣が上がる」「金運に恵まれる」といった効果を強調する広告を見た消費者が、運氣上昇を期待して開運グッズを購入した後、「悪い霊が付いている」などといったさらに不安をあおられ、高

額な契約を迫られています。

○開運グッズ購入後に、新たな開運グッズや祈禱サービスの勧誘を受けたらその場ですぐに返事をせず、業者の言動に不審な点がないか考える時間を設けること。第三者に相談することも大切です。

○高額な料金を支払わせるために、借金を指示したり、なかには生命保険を解約して支払うよう言われるケースもあります。

冷静に判断できない状態で新たな開運グッズや祈禱サービスを購入してしまつたら、すぐに解約の申し出をしましょう。雑誌などを見て申し込んだ契約は通信販売であるため、原則クーリング・オフの適用はないと考えられますが、その後勧誘された商品・役務については電話勧誘販売の可能性がります。この場合、特定商取引法の法定書面交付日から8日間はクーリング・オフの申し出ができ、法定書面が交付されていない場合は、8日間を過ぎてもクーリング・オフを申し出ることが可能です。

詳しくは上三川町消費生活センターにご相談ください。

▼相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号

☎⁵⁶ 9153

統計調査

経済センサスにご協力を

平成28年6月1日を調査基準日として、事業所及び企業を対象に、平成28年経済センサスー活動調査を行います。

支社等を有する企業は、本社あてに調査書類を郵送して調査を行います。

支社等のない事業所及び新設された事業所は、都道府県知事が任命する調査員が5月中旬頃から訪問し、調査票を配布します。インターネット又は紙調査票の調査員への提出によりご回答いただけますので、ご協力をお願いします。

【調査の目的】

この調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状況を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的としています。

【調査事項】

経営組織、事業所の開設時期、従業者数、事業所の主な事業の内容、売上及び費用の金額、事業別売上金額など。

▼問い合わせ先

企画課 情報広報係

☎⁵⁶ 9117



「かみたんについて」皆さんの前にはじめて登場したのは、平成24年の夕顔サマーフェスティバルのときです。